

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月まで

私は、A事業所を退職後に国民年金への切替手続を行い、年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日に記載があるように、昭和 59 年 10 月 10 日から加入し、現在まで 26 年間国民年金保険料を納付している。国の記録では、国民年金被保険者資格取得日の 59 年を 60 年と間違っ  
て記録されているので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間は国民年金に未加入の期間とされているところ、申立人の所持している年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が昭和 59 年 10 月 10 日と記載され、B町（現在は、C市）のゴム印が押されていることから、行政の記録管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和 61 年 2 月に行われたと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、申立期間直後の保険料を一括で過年度納付していることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金の加入期間において未納が無いことを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3799

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父が納税組合で両親の保険料と一緒に納付していた。農業協同組合の通帳も無く父も死亡しているので証明できるものは無いが、保険料の納付が滞ることは無いと思われる。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月頃に国民年金の加入手続を行っており、この時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立期間の前後を通じて生活状況に変化は無く、申立期間前後の期間の保険料は全て納付済みである。

また、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は未納が無く、その父と一緒に納付したとする申立人の母も未納は無い上、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3800

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職する際、人事部から退職後の各種手続をするように言われたため、後日A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、担当職員から国民年金保険料の納付用紙が届いたら納付するように言われたので、忘れないように納付しようと思ったことを覚えている。申立期間の保険料は納付したはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年12月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行ったときに、担当職員から納付用紙が届いたら保険料を納付するように言われたと述べているところ、A市役所は、「申立期間当時、過年度納付書については、早急に必要な場合は市役所において交付していたが、通常の場合は、過年度納付書交付の申出を受け、市役所から社会保険事務所（当時）へ連絡し、後日、社会保険事務所から被保険者へ郵送していたと思われる。」と回答しており、申立人の申述に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付している上、申立期間は9か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたと考へても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和36年1月に結婚し、義理の母が「国民年金保険料を一緒に納付してあげる。」と言ってくれたことや、近所の方が集金に来ていたことを覚えており、申立期間の保険料について夫は納付済みとなっているのに私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和38年8月に払い出されたことが確認でき、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認されるところ、加入時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、その義母が家族の保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の夫は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立人の義母が申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3802

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚し、同年5月にA市に引っ越した後、妻が国民年金の住所変更の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を私の分と一緒に納付した。その当時、家計は妻に任せていたが、妻は税金や国民健康保険料等の納付を忘れたことが無かったので、私の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間を除き、昭和46年10月から60歳になるまでの国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその妻は、申立期間の保険料は納付済みである上、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 18 日から 32 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 6 月 25 日まで  
③ 昭和 33 年 8 月 11 日から 39 年 12 月 31 日まで

私の厚生年金保険の加入記録によると、申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっているが、当時、脱退手当金に係る手続を行って受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、そのうちの1回の未請求の被保険者期間は、申立期間②に係る事業所と同一の事業所であり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、当該事業所における一度目の被保険者期間（未支給）と二度目の被保険者期間（支給対象）は、僅か3か月しか空いておらず、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 983 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録及び同社C支社における資格取得日に係る記録を昭和37年3月26日に訂正し、同年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（昭和37年3月から同年5月までにおける訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月15日から同年12月1日まで

私は、昭和32年3月25日にA社に入社し同社B工場において勤務した。その後、37年6月15日に同社C支社へ転勤しD（職種）となり、43年5月31日に退職した。しかし、同社C支社へ転勤した37年6月15日から同年12月1日までの6か月間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年3月26日に同社B工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社C支社は当該期間について厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないものの、申立人から提出された同社社史により、同社C支社は昭和37年3月にE区Fの同社B工場内に所在していた同社G事業所をH区Iに移転して設立されたことが確認できる上、申立人と同様に同年6月15日に同社B工場で資格喪失し、同年12月1日に同社C支社で資格取得した者が6人以上いることが確認



できることから、同社C支社は当時の厚生年金保険法に基づく適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、昭和37年3月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料（昭和37年3月から同年5月までににおける訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年7月20日及び同年12月20日は18万7,000円、16年7月20日及び同年9月20日は20万4,000円、17年12月20日は18万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月20日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年9月20日  
⑤ 平成17年12月20日

私の厚生年金保険の被保険者記録において、A事業所に勤務していた申立期間に係る標準賞与額の届出が記録されていなかったため、年金事務所に訂正届を提出し、平成23年4月11日に受理されたが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、第三者委員会において給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成15年から17年までの所得税源泉徴収簿により、申立期間において賞与が支給され、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、上記所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る標準賞与額は、平成15年7月20日及び同年12月20日は18万7,000円、16年7月20日及び同年9月20日は20万4,000円、17年12月20日は18万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年7月25日までの期間について、事業主は、申立人が19年10月1日にA社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の資格喪失日は20年7月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年6月までは110円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年9月20日から21年10月1日までの期間について、事業主は、申立人が20年9月20日にA社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までは110円、同年4月から同年9月までは600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年7月25日まで  
② 昭和20年9月20日から21年10月1日まで

私は、昭和15年4月にA社に入社し、19年10月から21年9月までは同社に在籍したまま義務兵役として従軍した。その後、復員してからも53年11月まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者とされていない期間があるのは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の従業員名簿には、昭和15年4月1日入社、53年11月20日退職と記載されており、同社は、申立人が申立期間にお

いて継続して勤務していたと回答している。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、オンライン記録では昭和21年10月1日と記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当初同年10月1日と記載されていたものが、19年6月1日（厚生年金保険の適用事務の開始日、厚生年金保険料の徴収開始日は同年10月1日）に訂正され、「資格取得日訂正」と押印されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において申立人の前34人及び後24人の被保険者のうち、「資格取得日訂正」と押印されている者は申立人を除き7人確認できるが、全員がオンライン記録でも訂正後の資格取得日（昭和19年10月1日）と記録されていることが確認できる。

一方、申立人は、オンライン記録及びA社B工場の被保険者名簿により、同工場における被保険者資格を昭和20年7月25日に取得し、同年9月20日に喪失したことが確認できるところ、C県D部E課が提出した陸軍戦時名簿の写しにより、申立人が19年9月24日に陸軍に入隊し、21年4月29日に除隊したことが確認できることから、A社及び同社B工場において同時に被保険資格を有していたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、事業主は、申立人が昭和19年10月1日にA社における被保険者資格を取得し、20年7月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年7月の社会保険事務所の記録から、19年10月から20年6月までは110円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和20年9月20日にA社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年8月の社会保険事務所の記録及び標準報酬月額表の改定状況から、同年9月から21年3月までは110円、同年4月から同年9月までは600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 44 年 10 月 2 日まで  
私の A 社における厚生年金保険被保険者期間については、昭和 46 年 2 月 2 日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、受給した記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和 46 年 2 月 2 日に支給決定がなされているところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、45 年 3 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間 25 か月がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年 4 か月後の昭和 46 年 2 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社を平成14年7月31日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日は本来の資格喪失日である同年8月1日より1日早い同年7月31日になっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職証明書及び平成14年分給与所得の源泉徴収票の退職年月日欄並びに雇用保険の加入記録により、申立人が同社に同年7月31日まで勤務していたことが確認でき、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された社会保険料控除額から、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年6月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の資格喪失日を平成14年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月20日から同年11月20日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年2月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月28日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月20日から同年11月20日まで  
② 昭和34年7月28日から同年9月1日まで

私の夫は、申立期間①について、当時のC社(D社に名称変更後、現在はE社)F事業所から同社B事業所(A社に名称変更後、現在はE社)に転勤し、継続して勤務していたので9か月の未加入記録があることに納得できない。申立期間②について、当時のA社から関連会社のG社に出向した際に未加入期間が生じているが納得できない。これらについて調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由



1 申立期間①については、申立人の妻から提出されたE社発行の「社員履歴カード」から判断すると、申立人は、C社に継続して勤務し（昭和20年2月20日にC社F事業所から同社B事業所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年11月の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る「社員履歴カード」において、昭和20年2月20日にB事業所H（役職）への異動発令がされた記録があるとともに、同年11月20日に同事業所I（役職）への内部異動発令がされた記録があるところ、両異動日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主は、同年2月20日を資格喪失日、同年11月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の妻から提出されたE社発行の「社員履歴カード」及びG社から提出された申立人に係る人事名簿により、申立人は、昭和34年7月27日にA社からG社に出向し、同社において36年9月30日まで常務取締役として勤務していたことが確認できるものの、同社から提出された34年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、同年7月15日に給与の支給は無く、また、同年8月15日支給の給与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の社会保険料の控除額（3万2,253円）の内訳は、G社における昭和34年9月から同年12月までの控除額は7,840円であることから、その差額2万4,413円は、A社における社会保険料の控除額であると認められ、当時の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の9か月分（翌月控除の場合は33年12月から34年8月まで）の額とおおむね一致することから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は、A社において控除されていたものと考えられる。

さらに、E社は、「社員履歴カードの基本給欄において、昭和34年7月付けで昇給していることが確認できることから、申立期間②については、A社において給与を支払っていた可能性がある。」と回答している上、G社は、「人事名簿に申立人は34年7月27日から常務取締役と

して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険への加入が同年9月1日となっていることを踏まえると、出向元であるA社と何らかの話し合いがあったのではないかと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に出向先のG社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を出向元のA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る昭和34年6月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は、当時の資料が無く不明であると回答しているが、申立人に係る「社員履歴カード」において、昭和34年7月27日に「社外勤務休職を命ずる（G社出向のため）」との異動発令の記録があり、当該異動日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主はその翌日である同年7月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月30日に、申立人の同社C店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和33年3月から平成7年2月までA社及びその子会社に継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B店から同社C店に転勤した際の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社（A社の分割会社）から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年10月30日にA社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店に係る昭和37年11月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月2日から同年5月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に入社して以来、継続して同社に勤務し、平成14年4月に同社を定年退職した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社C工場から同社本社に異動した際の申立期間の記録が欠落している。申立期間は本社にいたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及びD健康保険組合から提出された証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和41年4月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

私は、「ねんきん定期便」において、私がA社に勤務していた平成18年7月分の標準賞与額の記録が欠落していることが分かった。厚生年金保険料の控除が確認できる同年分の賃金台帳の写しを提出するので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額(60万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の手續を誤り、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年10月1日まで

私は、昭和63年11月のA社の設立に参加し、会社が解散する少し前の平成8年3月まで継続して勤務した。この間、同社でB（職種）として、現場の第一線で働いていた。「ねんきん定期便」によると、申立期間の標準報酬月額が下がっているが、給与が下がった覚えは無いので調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。なお、私は、当該事業所の設立に関与した関係上、取締役だったが、社会保険関係事務には一切関与していない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初平成5年7月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年9月までは50万円と記録されていたところ、同年9月11日付けで、5年7月1日に遡って、それぞれ32万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所の元役員二人（元代表取締役、元取締役）は、申立人と同じく平成7年9月11日付けで標準報酬月額が5年7月1日に遡って、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本において、申立期間当時、申立人が取締役だったことが確認できるが、前述の元取締役は、「社会保険の会社負担を少なくする必要から、私と申立人の標準報酬月額を低く訂正した

ものと思われるが、二人ともC（業務）担当の平取締役のため、会社経営には事実上、一切関与していなかった。」と供述している上、複数の元同僚が、「申立人は社会保険関係事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該引き下げ処理に関与していなかったと認められる。

加えて、年金事務所が保管する当該事業所に係る「厚生保険特別会計債権消滅・不納欠損決議書」（平成11年9月20日決定）により、当該事務所が平成4年度より滞納事業所となっていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年7月から6年10月までは53万円、同年11月から同年12月までは59万円、7年1月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和58年8月31日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年3月から同年7月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月21日から同年3月1日まで  
② 昭和54年3月1日から同年7月2日まで  
③ 昭和58年3月31日から同年12月26日まで  
④ 平成9年7月1日から10年6月22日まで

私は、申立期間①については、B社に昭和54年2月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が同年1月21日までとされていることは納得できない。

申立期間②については、昭和54年3月1日からA社に勤務しており、すぐに社会保険に加入することが入社条件だったので入社と同時に厚生年金保険に加入したはずであり、同年3月1日から同年7月2日まで厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間③については、A社で勤務していた昭和58年12月に社長から会社の業績が悪化しているため、社会保険をやめるので国民年金と国民健康保険に各自で切り替えてくれと言われたので同年12月26日に国民年金の加入手続を行った。年金記録を調べてもらったところ、同年3月31日から同年12月26日までの厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。同年3月から同年11月までの給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので加入記録を訂正してほしい。

申立期間④については、C社を経営していたが、業績が思わしくなかったため社会保険をやめた。標準報酬月額が知らないうちに減額されているので元の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、元同僚の供述により、申立人が申立期間③のうち昭和58年3月31日から同年8月30日までの期間については、A社に勤務していたことは推認できるが、オンライン記録では、同年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した記録となっている。

しかし、A社は昭和58年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む12名については、同年10月の定時決定が記載されているにもかかわらず、同年12月20日に当該定時決定が取り消された上、同年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認でき、上記元同僚の供述により、当該期間において勤務実態が推認できることから、申立人について、同年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記元同僚の供述から勤務実態が推認できる同年8月30日の翌日である同年8月31日であると認められる。

また、昭和58年3月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち昭和58年8月31日から同年12月26日までの期間については、当該事業所は同年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在が確認できないため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち昭和58年8月31日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①については、元同僚は、「申立人が当該期間においてB社に勤務していた。」と供述しているが、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の書類は保存されていない。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認す

ることができない上、上記元同僚からは、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な回答は得られない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 54 年 1 月 21 日と記載されているとともに、当該資格喪失届は同年 1 月 22 日に遅滞なく提出されていることが確認できる上、当該被保険者名簿に記録訂正等を行った形跡は無く、不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人は、「昭和 54 年 3 月 1 日から A 社で勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は同年 7 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所に設立当初から勤務していた元同僚は、「昭和 53 年 2 月に D 区に会社を設立したが、設立当初は社会保険に加入していなかった。社会保険に加入したのは E 区に移転した後である。」と供述しているところ、商業登記簿謄本により、当該事業所は 54 年 5 月 21 日に D 区から E 区に移転していることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在が確認できないため、保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、C 社は、平成 10 年 6 月 22 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、その 3 日後の同年 6 月 25 日付けで、申立人の標準報酬月額記録が 9 年 7 月から 10 年 5 月までの期間について、遡及して 59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、「当時、会社の

業績が思わしくなく社会保険をやめようと、社会保険事務所に申し出ると、書類の提出を求められ、後日社会保険事務所に呼び出され、内容は確認していないが、書類に代表者印を押した。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったと認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月25日から同年4月1日まで  
私は、A社に入社後、B社（現在は、C社）へ出向し、A社に帰任したが、帰任した際の厚生年金保険の加入期間に欠落があると記録されているが、定年まで一度も退職したことは無いので、加入期間が欠落していることは納得できない。調査して加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（B社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「当時は20日前後の異動が多かったことを記憶している。」と供述していることから、昭和47年3月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和29年6月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から30年6月1日まで

私は、昭和25年から58年までの期間、継続してA社に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員台帳及び元同僚の供述から判断すると、申立人が昭和25年8月1日にA社に入社し、58年6月1日に退職するまで同社に継続して勤務し、申立期間においては同社B支店に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、同社B支店に係る被保険者名簿において、30年6月1日に資格を取得したこととなっており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、A社B支店に係る被保険者名簿の申立人と同一ページに記載された整理番号が96番及び97番の者は、オンライン記録によると、申立人と同様に同社B支店において被保険者の資格を取得する直前に同社本社において資格を取得していることが確認できるところ、同社本社に係る被保険者名簿によると、96番の者は昭和29年12月1日に、97番の者は30年4月1日に、それぞれ資格を喪失しており、さらに同社B支店に係る被保険者名簿によると、96番の者は同年4月1日に、97番の者は同年5月1日に被保険者の資格を取得しており、厚生年金保険の加入期間に欠落が認め

られる。

しかし、オンライン記録によると、上記被保険者のA社B支店における資格取得日は、96番の者は昭和29年12月1日に、97番の者は30年4月1日に、それぞれ資格を取得していることが確認でき、直前の同社本社との厚生年金保険の加入期間と継続した記録となっている上、申立人の標準報酬月額の記事は被保険者台帳と異なっている箇所が認められること、及び上記97番の者に係る被保険者台帳には同社B支店における資格取得日が同年4月1日と記載されていることを考え合わせると、年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで  
私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額は、ねんきん特別便では 15 万円と記録されているが、当時受け取っていた給与の額である 26 万円と相違している。給与明細書を提出するので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、26 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く、不明と回答しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、資格取得時の標準報酬月額を 15 万円と届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月3日

私は、平成21年4月3日に支給された賞与の年金記録が無いが、そのときの賞与明細書等を添付するので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた賞与明細書及び元事業主から提出された平成21年1回分賞与一覧表（個人別）から、申立人は、同年4月3日において、その主張する標準賞与額（12万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を121万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月9日

私は、A事業所から平成15年12月9日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査して訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成15年分源泉徴収兼賃金台帳及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、121万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 5 日から 11 年 3 月 11 日まで  
私は、A社の事業主から月額給与 50 万円程度の約束で平成 10 年 11 月から 11 年 3 月まで勤務した。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっており納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 3 月 11 日）より後の 12 年 6 月 5 日付けで、申立期間について、遡及して 9 万 2,000 円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿によると、申立人は役員ではない上、申立人はB（業務）を担当していたと供述していること、及び申立人が上記訂正処理日より前の平成 11 年 3 月 10 日に同社を退職していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年12月まで

私は、昭和47年7月から現在に至るまで欠かさず国民年金保険料を納付していたものと思っていたが、年金事務所からの国民年金保険料納付記録照会回答によると、50年12月から52年12月までのA国滞在中の25か月間が国民年金に未加入である。56年4月に夫の仕事の関係で、B県C市に転居したとき、国民年金の制度が変わり、2年間の空白期間を埋めることができると聞き、まとめて保険料を納付したことを明確に記憶しているので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA国に居住していたと述べているところ、オンライン記録及び特殊台帳並びにD市の保管する国民年金被保険者名簿において、昭和47年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、A国に転出した日の翌日の50年12月23日に被保険者資格を喪失し、帰国後の53年1月9日に被保険者資格を再取得していることがいずれも記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、国民年金制度の改正により、昭和56年4月に申立期間の保険料を遡及して納付したと主張しているが、当時、申立人が主張するような制度改正は行われておらず、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和50年12月から51年11月までの期間及び同年12月から52年3月までの期間の保険料の領収証書を所持しているところ、申立人の特殊台帳によれば、申立期間の保険料を納付していることは確認できるが、徴収決定外誤納を理由として54年8月及び同年11月に還付さ

れたことが記録されている上、申立人も当該還付についてはおおむね認めている。

加えて、海外在住者の任意加入が可能になったのは、昭和 61 年 4 月 1 日からであり、それ以前は適用除外とされていた上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、手続以降に郵送されてきた納付書で、毎月又は年 1 回まとめて納付した。63 年 4 月又は同年 5 月に申立期間より前の 3 年分の納付書が届いたが、当該期間の未納分は納付しなかった。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 7 月 28 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の被保険者の資格記録等から、申立人の加入手続は同年 12 月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入手続時点において、申立期間のうち 2 年 10 月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 72 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3805

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、当時、A区にあった大学の合宿所で生活していたが、住民票は親の住所地のB県にあった。そのため、亡き母が特別措置の方法で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと聞いたことがある。母は国民年金保険料については毎回納付している。私の年金記録が未加入となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母は既に亡くなっていることから申立期間当時の詳細は不明である上、その母も申立期間については申立人と同様に未加入の期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3806

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から46年3月まで

私の国民年金は、昭和40年12月に婚姻した際に義父が加入手続きを行い、結婚するまで未納だった国民年金保険料をまとめて納付し、その後は順次納税組合で納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月に婚姻した際、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納だった国民年金保険料をまとめて納付し、その後は納税組合に順次納付していたと述べているところ、同年12月の時点では、申立期間のうち38年9月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時期及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人の加入手続きが行われたのは、46年7月頃と推認できることから、申立人の主張と相違が認められる。

また、申立人の加入手続きが行われた昭和46年7月頃は、第1回特例納付の実施期間中であるが、申立人は特例納付制度を利用したことは無いと述べている上、申立人は加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の義父は既に亡くなっていることから、申立期間当時の詳細は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、



確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月及び3年1月

私は、勤めていた会社を退職後、次の仕事が決まるまでの間、母に勧められて、自分自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年12月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に国民年金の記号番号は記載されておらず、国民年金の記録(1)欄には9年1月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付について、全く記憶していないと述べており、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間、60年7月から同年9月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで  
② 昭和60年7月から同年9月まで  
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私は、A郵便局で、納付書を添えて元夫の国民年金保険料と私の保険料を一緒に納付した。昭和59年分、60年分及び61年分の確定申告書に記載があるように、申立期間の保険料を納付したことに間違いは無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間はいずれも未納であり、特殊台帳及びオンライン記録と一致している上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫も申立期間は未納である。

また、申立人から提出された昭和59年分、60年分及び61年分の確定申告書の社会保険料控除欄には、それぞれの対象期間に係る国民年金保険料一人分の金額が記載されているものの、オンライン記録によれば、59年1月から同年3月までの保険料が同年10月29日に過年度納付されたこと、60年1月から同年3月までの保険料が62年2月16日に過年度納付されたこと、及び60年10月から61年3月までの保険料が63年1月29日に過年度納付されたことが記録されていることから、当該確定申告書記載の国民年金保険料額は申立期間の納付状況を反映したものとは言い難く、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける資料として採用することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3809

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から60年3月まで

私は、20歳を過ぎた昭和54年頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、A納税組合の集金により両親及び私の3人分の国民年金保険料を年4回払いで納付していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎた昭和54年頃にその母が国民年金の加入手続きを行い、納税組合の集金により家族の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年4月10日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年5月頃に行われたと推認できることから、当該加入手続きを行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付できなかったと考えられる。

また、国民年金の加入手続きが行われたと推認される時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母はA納税組合の集金により、申立期間の保険料を納付したと申述しているところ、B市は、当該納税組合の存否については不明と回答している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間及び49年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで  
② 昭和49年6月から同年8月まで

私は、昭和46年12月にA社を退職後に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をB市役所で納付した。また、平成14年に「個人型確定拠出年金」に加入するとき、銀行から過去に保険料の未納があると加入することができないと説明を受けたので、B市役所で調べてもらったところ、納付済みとなっていた。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をB市役所で納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間①及び②は、平成10年1月6日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったと推認される上、記録が追加された時点において申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成14年に「個人型確定拠出年金」に加入するとき、銀行から過去に保険料の未納があると加入することができないと説明

を受け、当時市役所で納付済みであることを確認したと述べ、国民年金基金連合会発行の加入者の手引き及び個人型年金加入確認通知書を提出しているが、国民年金基金連合会確定拠出年金部は、個人型確定拠出年金の加入については保険料の未納の有無を要件とすることは規定されていないと回答している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 8 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 48 年 8 月まで  
② 昭和 49 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金に加入して国民年金保険料を納付した。その後勤めに出て 39 年 1 月に退職したとき、自分は会社員の妻なので保険料は納付しなくてもよいと思っていたが、47 年に、A 市の広報に割増しの保険料を納付すると国民年金を受給する際、増額になるという案内があったので再加入の手続きを行い、納付書が届いたので保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年に国民年金に再加入したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録の記載欄には、36 年 1 月 26 日に国民年金に任意加入し、37 年 8 月 1 日に資格を喪失した後、49 年 10 月 1 日に再度国民年金に任意加入したことが確認でき、当該資格記録は特殊台帳、オンライン記録及び B 郡 C 町の国民年金被保険者名簿と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が昭和 47 年に A 市の広報に割増し保険料を納付すると国民年金を受給する際、増額になるという案内があったと述べているところ、A 市役所では、同年 11 月号の広報誌において付加保険料のことなどが紹介されていると回答しているが、D 社会保険事務所（当時）の特殊台帳の備考欄には「E」及び変更後の住所欄には「F」と記載されていることが確認でき、申立期間当時、G 市から A 市に転居したことによる国民年金被



保険者の住所変更手続は行われていないことから、申立人がA市で保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて検索したが、申立期間において国民年金に加入していた形跡は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3812

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月  
② 平成元年5月

私は、平成元年3月末に会社を退職し、同年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。同年4月の1か月分の国民年金保険料を納付すればよいと考えていたが、同区職員から同年5月分の保険料も納付するように言われたので、意外に思ったが、保険料の納付書を作ってもらい、同区役所で納付した。私は、税金や家賃もきちんと納めており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月末に会社を退職し、同年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期について、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録等により調査したところ、申立人の手帳記号番号の6番前の被保険者の生年月日は昭和50年\*月\*日であり、20歳到達により国民年金被保険者の資格を取得していることから、当該被保険者の国民年金の加入手続は平成7年7月以降であることが推認できること、及び申立人の手帳記号番号の6番後の被保険者の第3号被保険者の該当処理日は同年9月12日であることが確認できることから、申立人の手帳記号番号は同年7月から同年9月までに払い出されたものと考えられ、申立人はこの期間に加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A区において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②の保険料については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には申立人が平成元年5月15日に国民年金の被保険者でなくなったことが記載されている上、同年5月から7年8月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であることから、当該期間は保険料を納付することを要しない期間である。

加えて、オンライン記録において、申立人が申立期間②の保険料を重複して納付した形跡は見当たらず、申立期間②の保険料を還付された記録も無い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から同年12月まで

私は、昭和49年1月頃、A市役所か同市役所B出張所において国民年金の加入手続を行い、申立期間当時、月額550円の国民年金保険料を8か月分まとめて納付したことを覚えている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、53年10月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年8月16日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3952

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から 41 年 4 月 1 日まで  
私は、A社を昭和 41 年 3 月に退職した後、厚生労働省の記録では、脱退手当金を支給したことになっているが、脱退手当金は受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 4 月 26 日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金の支給対象となっていない被保険者期間について厚生年金保険に加入していたことを知らなかった旨を述べている上、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間は、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できることから、当該未請求の期間があることだけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

## 千葉厚生年金 事案 3953 (事案 2852 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 9 日

私は、前回の申立てにおいて4つの申立期間のうち、3つの申立期間について、第三者委員会の調査により、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められたが、平成 15 年 8 月 9 日に支給された賞与については、前回、私が主張した標準賞与額に基づく保険料が控除されていたことが認められなかった。しかし、事業主は申立期間の賞与額は 33 万円を支給したものの、社会保険事務所(当時)への届出を誤ったことを認めている上、保険料の差額を納付するとしていることから、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、平成 15 年 8 月 9 日支給の賞与明細書における厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準賞与額に見合った保険料控除額となっていることが確認でき、ほかに申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき 22 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てについては、申立人から新たな証拠書類の提出は無いところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を

認定することになる。

したがって、申立期間については、申立人から提出のあった賞与明細書において厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額はオンライン記録上の標準賞与額と一致することが確認できることから特例法による保険給付の対象には当たらない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 40 年に A 社（44 年に B 社に社名変更）に入社し、平成 15 年 8 月 31 日まで勤務した。ねんきん定期便の「年金加入履歴」が送付されて内容を確認したところ、申立期間に標準報酬月額が下がっているが、当該事業所に勤務している間に給与が下がったことは無いので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、C 企業年金基金から提出された加入者記録票により、申立期間①、②及び③当時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

また、D 健康保険組合から提出された標準報酬月額に係る回答により、申立期間③当時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

さらに、E 社（平成 21 年に B 社から社名変更）から提出された賃金台帳に基づく 12 年 10 月の定時決定に係る基準月（同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月）の平均報酬月額に相当する標準報酬月額は 50 万円（27 等級）であることから、当該事業所の定時決定に係る届出に不自然さは無い。

加えて、申立期間①及び②において、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄に訂正等の痕跡は無く、オンライン記録において、申立期間③について訂正取消等不適切な処理が行われている形跡は認められない。



このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月から36年3月まで  
② 昭和41年5月から42年2月又は同年3月まで  
③ } (注) 昭和42年2月又は同年3月から46年  
④ } 3月までの期間のうち、申立期間③から  
⑤ } ⑤までの期間については、勤務期間を正  
確に特定できない。

私は、申立期間①については、A県にあるB(地名)で、C事業所の下請けの事業所でD(作業)などの雑役に従事しており、申立期間②から⑤までについても、勤務期間ははっきりしないが、四つの下請けの事業所で働いていた。申立期間②から⑤までについては、国民年金の加入期間となっているが、同じく国民年金の加入期間であった昭和40年10月1日から41年4月16日までの期間について、62年に厚生年金保険の加入期間が見つかったことがあるので、申立期間①から⑤までについても厚生年金保険の被保険者記録が無いか調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人は、「いずれも下請けの事業所に所属して仕事をしていた。」と供述しているところ、いずれの下請けについても事業所名を覚えていないことから、申立期間①から⑤までの当時の勤務実態について確認できない。

また、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて事業主又は元同僚の氏名を挙げているが、ほとんどが生年月日が不明であったり、姓のみの記憶であったりと個人を特定できない上、当時の事業主として確認できた一人は、既に死亡していることから、申立期間①から⑤までの当時の雇用実態

について確認できない。

さらに、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、A県E郡F町（現在は、G市）において夫婦共に国民年金に強制で加入し、夫婦共に昭和41年4月から、申立期間②から⑤までを含め、申立人がH社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前月の46年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 3 月末日まで A 事業所（現在は、B（機関）C 事業所）で D（役職）として勤務していた。給与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B（機関）C 事業所から提出された在職証明書（平成 22 年 11 月 17 日付け同事業所発行）により、申立人は、申立期間に D（役職）として勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された昭和 61 年当時の職員別給与簿により、申立期間に給与から厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に D（役職）として勤務していた元同僚は、「自分は社会保険に加入していなかったと思う。当時の給与明細書を一部保管しており、社会保険料は控除されていないことが確認できる。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
私の A 社における勤務期間は、平成 9 年 4 月 1 日から 13 年 6 月末までであり、当該事業所から 51 か月間給与を受け取り、51 か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 6 月 30 日となっていて、厚生年金保険の被保険者記録が 1 か月欠落し、50 か月分しかないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人が同社の親会社 B 社の代表取締役社長に提出した退職届及び申立人が A 社の取締役社長を退任したことを告示する人事告示書により、申立人は平成 13 年 6 月 29 日付けで退任していることが確認できる。

また、C 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳及び D 健康保険組合から提出された被保険者・被扶養者台帳により、申立人はいずれも平成 13 年 6 月 30 日に脱退していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A 社は、「申立人の賃金台帳はコンピュータデータとして保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私は、A社及びその関連会社であるB社に勤務していた期間について、ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額と給与明細書の支給総額が大きく相違しているので、調査して適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成 12 年 12 月から 15 年 3 月までの給与明細書により、当該期間の給与の総支給額は、オンライン記録の標準報酬月額（17 万円）を上回っていることが確認できる。

しかし、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 17 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該事業所の元取締役は、「平成 10 年頃、社会保険料の滞納があり、標準報酬月額を実際の給与よりも低く届け出ることとした。」旨供述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額について、遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 22 日から 38 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 36 年 5 月に A 社に入社し、B 事業所に派遣され、38 年 5 月まで約 2 年間 C (業務) をしていた。1 か月か 2 か月程度、本社での勤務があった以外、勤務形態や労働条件が変更されたことが無いにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が入社当初の 6 か月とされているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に昭和 36 年 5 月に入社し、約 2 年間勤務した。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、事業主の親族は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立人が申立期間当時勤務していたかどうか不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する当時の総務部長を含む元同僚 27 人に照会を行ったが、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、申立人の勤務期間を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 7 年 11 月 17 日まで  
私の昭和 63 年 10 月 1 日から平成 7 年 11 月 17 日までの標準報酬月額が、不当に下がっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年11月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、同日付けで申立人の標準報酬月額の記録が昭和63年10月から同年12月までは41万円から、平成元年1月から同年11月までは47万円から、同年12月から2年6月までは50万円から、同年7月から6年10月までは53万円から、同年11月から7年9月までは59万円から、それぞれ9万2,000円に遡及して訂正され、同年10月は9万2,000円とする処理が行われたことが確認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本から、申立人は申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所の被保険者として確認できる複数の者に照会したところ、そのうちの一人は、「平成5年頃から会社の業績は厳しかった。」と供述している。

さらに、B年金事務所は、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印の押された届書が必要である。」としているところ、申立人は、「届書に押印したかどうかは不明である。」と主張しているが、当該事業所の複数の被保険者は、「申立人は、会社の運営に関し全て自ら決定し、代表者印についても申立人自身が管理していた。」と供述していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月15日から同年8月5日まで  
② 昭和25年10月16日から26年7月1日まで  
③ 昭和26年7月1日から30年6月24日まで  
④ 昭和30年6月24日から36年12月1日まで

私は、申立期間①から④までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶は無いので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、A事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和37年3月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3962

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 25 日から 44 年 5 月 1 日まで

私は、A社及びB社での厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している脱退手当金の受給者のうちの一人は、「会社から脱退手当金についての説明があり、会社が手続してくれて受給した。」と供述しており、当該受給者の資格喪失日から脱退手当金の支給決定日までの期間が申立人と同じく約1か月であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、これは申立期間について脱退手当金を受給したために、その後の被保険者期間については新たに記号番号が払い出されたものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3963

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 6 月 15 日まで  
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 36 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 32 年 2 月から 36 年 1 月までA社（33 年 1 月にB社から名称変更）に勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受給していると日本年金機構から通知された。脱退手当金をもらった記憶は無く、日本年金機構の通知に納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 5 月 18 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3964

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 4 日から 40 年 10 月 16 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、A 社会保険事務所（当時）に年金記録の確認に行ったとき、係員から、「厚生年金保険を 2 回脱退した記録がある。」と言われたが、申立期間①及び②のいずれの期間も脱退手当金をもらった覚えが無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の 2 回にわたり支給されていると記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで

私は、「ねんきん定期便」を確認したところ、A社においてB（職種）として勤務していた期間の標準報酬月額が、昭和 58 年 10 月に減額されていることが分かった。申立期間当時、給料が減額されるようなことも、残業時間が特に短くなったという記憶も無い。標準報酬月額が減額される理由が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「申立期間当時の標準報酬月額の算定に係る資料は保持していない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

また、申立人が、同じB（職種）として勤務していたと記憶している元同僚5人全員が、昭和 58 年 10 月の定時決定において標準報酬月額を減額されていることが確認でき、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、当該元同僚5人のうち、唯一所在が確認できた同僚は、「昭和 58 年 10 月に標準報酬月額が減額された理由は分からない。当時の給与明細書等も保持していない。」と供述しており、申立人の保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の昭和 58 年 10 月の定時決定における標準報酬月額は 28 万円と記載されており、この標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、申立人の

申立期間において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年3月31日まで

私は、A社の代表取締役として社会保険の事務手を担当していた。平成10年頃から経営難のため社会保険料を滞納していたが、申立期間の標準報酬月額を下げる届出を行った覚えは無く、従前の報酬をそのまま維持していたと記憶している。年金事務所から示された標準報酬月額に納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社における私の標準報酬月額は、平成9年4月から10年2月まで30万円、同年3月から11年2月まで15万円となっているが、当時の報酬は50万円を維持しており、標準報酬月額を下げるような届出は行っていない。」と主張している。

しかしながら、B健康保険組合及びC厚生年金基金の記録は全てオンライン記録と符合し、それぞれの記録に不自然な点は認められない上、当該事業所の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は、倒産時に全て破棄してしまった。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、事業主が保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 3967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から同年 6 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①については、中学校を卒業後、昭和 33 年 3 月から 36 年 2 月までA社B工場に勤務した。

また、申立期間②については、成人式直後の昭和 39 年 2 月から 45 年 4 月までC社D工場に勤務した。

申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「中学校を卒業後の昭和 33 年 3 月からA社B工場に就職した。」と主張しているが、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間①において厚生年金保険に加入していた元同僚 10 人のうち、住所の判明した 7 人に照会したところ、全員から回答を得たが、申立期間①における勤務期間及び勤務実態について具体的な供述を得られず、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該事業所は、「当時新卒者は、試用期間は不明だが、試用期間経過後に厚生年金保険に加入していた。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同期入社と思われる者が 26 人確認でき、そのうち 23 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和 33 年 6 月 21 日になっており、ほかの 3 人も同年 7 月に被保険者資格を取得している。

さらに、現在の事業主は、「先代の経営の頃で、試用期間はあったと思うが、期間については分からない。給与の締切りは、毎月 20 日であ

ることから、資格取得日が6月21日であるのは、試用期間と推定できる。」と回答している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間②のうち昭和39年7月1日以降の期間について確認でき、申立期間②の一部において、C社D工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所を承継したC社E部は、「保存期間経過のため、賃金台帳、源泉徴収票等は保管していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、C社E部は、「現在、当時のような職種が無く、当時の就業規則も保管されていない。D工場に在籍した者に聴取したが、いずれもF（職種）で、申立人の当時の雇用形態は不明。」と回答している上、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間②において厚生年金保険に加入していた元同僚の10人のうち、住所の判明した元同僚5人に照会したところ、4人から回答を得たが、申立期間②における勤務期間及び勤務実態について具体的な供述を得られず、申立人の勤務期間を特定できない。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで  
私は、高等学校を卒業後、試用期間を経て、昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 11 月 20 日に退職するまでA社に勤務していた。退職後に学校へ通っていたところ、A社の社長から誘いがあったので、38 年 4 月 1 日から再入社して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 4 月からA社に再入社し、社会保険に加入していた。」と主張している。

しかし、A社は廃業しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当時の同僚の証言から、申立人が一旦退職後に再度勤務していたことは認められるものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 35 年 5 月 1 日、資格喪失日は 37 年 11 月 20 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から36年7月17日まで  
私は、A社（現在は、B社が承継）のC（職種）として昭和35年3月から乗船し、36年7月に社命により船上勤務から陸上勤務に戻った際に標準報酬月額が少し下がっているが、陸上勤務よりも船上勤務の方が報酬月額はかなり高額であったはずなので、調査の上、船員保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人に係る申立期間当時の船員保険料の控除を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立期間当時の標準報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち連絡の取れた2名は、「自分の船員保険の標準報酬月額に間違いは無い。」と供述している。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、上記3名の陸上勤務と船上勤務における標準報酬月額の変動状況を比較してみると、陸上勤務期間よりも船上勤務期間の標準報酬月額が高くなっていることが確認できるものの、それぞれの額の変動には個人差があることから、申立人の標準報酬月額の変動が他の元同僚と比較して不自然であるとまでは言えない。

加えて、A社に係る船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致し、記録訂正等不自然な痕跡は認められない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた平成 9 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 38 万円になっている。同社には、9 年 4 月から 11 年 2 月末まで事故、休職等無く継続して勤務していたため標準報酬月額が下がることは考えられないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、オンライン記録により、資格取得時の標準報酬月額は 53 万円と記録され、同年 6 月 16 日付けで資格取得時に遡って 38 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社から提出された健康保険標準報酬月額登録及びB（資料）により、申立人の標準報酬月額は、平成 9 年 3 月 1 日に 53 万円から 38 万円に月額変更されていることが確認できる。

また、A社は、C組合に確認した結果として、「平成 9 年頃の 55 歳到達者の基本給の減額率は 60 パーセントから 70 パーセントであり、申立人は 70 パーセントが適用され、55 歳になった月の翌月から引き下げられていた。」と回答しているところ、申立人は、9 年\*月に 55 歳の誕生日を迎えており、上記健康保険標準報酬月額登録及びB（資料）において、翌月の同年\*月から 53 万円の約 70 パーセントに該当する 38 万円に月額変更されていることが確認できる。

さらに、A社及び管轄年金事務所は、「申立期間当時の標準報酬月額の

届出に係る関係資料を保管していない。」と回答していることから、平成9年\*月時点で申立人の標準報酬月額が38万円に変更されているにもかかわらず、同年4月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が当初53万円と記録されることになった経緯は確認できない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 12 月に、申立期間の前に勤務していた会社を辞め、すぐにA社（現在は、B社が承継）に入社した。このため、厚生年金保険への加入は 39 年 1 月からであると思っていたが、厚生年金保険被保険者記録は同年 2 月からとなっているので、調査の上、正しい資格取得日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録において、事業所名は不明であるが、昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 12 月 20 日までの加入記録が確認でき、厚生年金保険の加入記録とおおむね符合することから、A社における加入記録と推認され、資格取得日は厚生年金保険の記録と一致する。

また、B社は、「申立期間当時の関係資料は保存していない。」と回答している上、唯一連絡の取れたA社の元取締役は、「申立期間当時の関係資料は所持していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所は、オンライン記録により、昭和 39 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、同日付けで被保険者資格を取得している複数の元同僚のうち、38 年 9 月頃に入社した元同僚は、申立人が自分よりも後に入社してきたことを覚えていたものの、申立人の入社時期についての具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、上記元同僚は、「自分の厚生年金保険の加入記録について間違いは無いと思う。」と供述している上、当該事業所の申立人に係る厚生年

金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致し、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 3972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月から30年9月まで  
② 昭和30年10月から31年2月まで  
③ 昭和37年10月から41年12月まで

私は、申立期間①においてはA事業所B係、申立期間②においてはC（機関）D事業所、申立期間③においてはE事業所（現在は、F（機関））に勤務したが、それぞれの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、G（機関）の回答から、申立人は昭和26年4月1日から30年12月26日までの期間、A事業所B係に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である上、G（機関）は、「申立人は、A事業所B係において、26年4月1日から30年12月26日までの4年9か月間、当組合の組合員であったが、当該期間については退職一時金として2万5,200円を支給した記録となっている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②については、C（機関）D事業所において勤務していたとして申立人が氏名を挙げた同僚は、「私は、昭和24年から31年までの期間、C（機関）D事業所に勤務しており、申立人が同事業所に勤務していた記憶はあるが、勤務期間までは覚えていない。」と供述している

ことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C（機関）D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、C（機関）H事業所に照会したところ、「申立人が申立期間において、当事業所に勤務していたという記録は無い。また、C（機関）の正規職員は全てI（団体）の団体員であり、厚生年金保険の加入者はいない。」と回答している。

また、I（団体）は、「申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「昭和 37 年 10 月から 41 年 12 月までの期間、E 事業所で厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、F（機関）は、「申立人が申立期間において、勤務していたという記録は無い。」と回答している上、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に調査を行うことができず、申立人の勤務期間及び保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月頃から 62 年 7 月頃まで  
② 昭和 63 年 3 月頃から平成元年 9 月頃まで

私は、昭和 54 年 12 月頃に A 社（その後、B 社に社名変更）に入社し、C（業務）の社員として 62 年 7 月頃まで継続して勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 63 年 3 月頃に D（業種）の E 社に入社して平成元年 9 月頃まで F（業務）の社員として勤務したが、この期間の厚年金保険の加入記録が無い。

私は、それぞれ勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録（資格取得日：昭和 55 年 4 月 11 日、離職日：記録無し）及び申立人の業務内容についての具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立期間①当時の関係書類は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間①に係る保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、同社が社名変更した後の B 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した元同僚 3 人に申立人の勤務実態等を照会したが、3 人ともに回答が無

く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、オンライン記録において、申立人は昭和54年11月7日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、56年3月頃に国民年金の加入手続を行っていることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「以前勤務していた事業所の元上司が設立したD（業種）であるE社に勤務した。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、E社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に申立人の勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に昭和 47 年 4 月 1 日に入社してから 48 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 47 年 9 月 1 日とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された「人事記録ノート」から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「当組合が保管している人事記録ノートには、申立人の入社日は昭和 47 年 4 月 1 日と記載されているが、当時の厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得日は同年 9 月 1 日で届け出ている。」と回答している。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 47 年 4 月に入社した元同僚 2 名も厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 9 月 1 日であることが確認できる上、上記人事記録ノートに基づき、当該事業所に同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に入社した 24 名の元同僚について確認したところ、入社からおおむね 3 か月から 5 か月経過後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同時期に入社した元同僚は、「当該事業所には入社した頃に、試用期間があるとの説明を受けた。また、入社してしばらくの期

間は、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

加えて、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

私は、平成 19 年 11 月 1 日から 21 年 2 月末日までA社に勤務した。この期間に係る標準報酬月額が 24 万円と記録されているが、実際の給与支給額と比較すると低すぎる。給料支払明細書を提出するので給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、申立人から提出されたA社における給料支払明細書に記載されている給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は扶養家族が多く、手取り額が多い方が良いだろうと判断し、標準報酬月額を 24 万円として社会保険事務所（当時）に届出を行い、当該標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から平成 5 年 1 月 1 日まで  
私の A 社における厚生年金保険の被保険者記録は、実際に支給された給与と比較すると、申立期間における標準報酬月額が低額となっている。また、転勤時に標準報酬月額が下がっている期間もあるが、給与額が下がった記憶は無く、納得できないので、私が主張する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録において、申立期間のうち昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までの期間、42 年 7 月から 46 年 10 月までの期間、47 年 9 月から 48 年 10 月までの期間、49 年 8 月から 51 年 7 月までの期間、54 年 10 月から 55 年 9 月までの期間、57 年 10 月から 58 年 7 月までの期間、59 年 10 月から 60 年 9 月までの期間、61 年 10 月から同年 12 月までの期間、平成元年 10 月から同年 11 月までの期間及び 3 年 10 月から 4 年 12 月までの期間の申立人に係る標準報酬月額は、当該期間における最高等級であることが確認できることから、記録の訂正を行うことはできない。

また、申立人から提出された昭和 46 年度給与並びに職能等級通知、47 年度給与改定通知、50 年 8 月及び 49 年の年収が記載された給与証明書から、当該期間のうち一部の期間の給与額については申立人が主張する報酬月額に近い金額であることは確認できるものの、当該資料からは厚生年金保険料の控除額については確認することはできない上、申立人は当該資料のほかに申立期間に係る給与額及び保険料の控除額について確認できる資

料を保有しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、事業主は、「申立人に係る標準報酬月額の届出及び保険料の納付については、当時の資料を廃棄しているため不明であるが、標準報酬月額が低下する理由としては、転勤により通勤手当の支給額に変動が生じた場合が考えられること、及び昭和 62 年 1 月については、労働条件に関する緊急措置として管理職については 5% の給与カットを 2 年間にわたって実施していたことなどが考えられる。」と回答している。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚 7 人に対しオンライン記録による標準報酬月額と実際に受け取っていた給与額との相違点の有無について照会したところ、6 人から回答があり、そのうち 3 人は「一致していると思う。」と回答している上、当該事業所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。